

静県薬第575号  
令和6年10月28日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡田国一

**介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための  
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年10月22日付け日薬業発第264号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜受付フォーム掲載先＞

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>

QRコード：



＜回答期限＞

令和6年11月22日（金）18:00

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 264 号  
令和 6 年 10 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための  
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省老健局 高齢者支援課ほかより、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。  
現在、株式会社三菱総合研究所において、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」を実施しており、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて広く現状を把握するため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設したとのことです。  
回答期限は 11/22 (金) 18:00 までとなっておりますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

<受付フォーム掲載先>  
<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



事務連絡  
令和6年10月9日

各 都道府県介護保険主管課（室）  
市区町村介護保険担当課（室） 御中  
〔介護保険関係団体〕

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健健康課

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための  
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。株式会社三菱総合研究所において、令和6年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」を実施しております。本事業は、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・分析等を行うことを目的としております。

今般、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて広く現状を把握させていただくため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設しました。当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表予定としております。

各都道府県及び市区町村におかれましては、貴管内の介護事業者への周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知をお願いいたします。周知を行う際の参考資料として、概要資料（別紙）をお送りしますので、御活用ください。

＜受付フォーム掲載先＞

以下のURLまたは二次元コードより専用ページへアクセスし、ご回答ください。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



＜本事業に関する問い合わせ先＞

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア事業本部  
「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
e-mail : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp

以上

介護事業者・法人・事業者団体等の皆様へ

## 介護分野の人員配置基準に関する ローカルルールについてご回答をお願いいたします ～事例・要望等について募集します～

### 回答方法・回答期限

#### 回答方法

以下のURLまたは二次元コードより  
専用ページへアクセスし、  
ご回答ください。

#### 回答期限

**11月22日（金）18:00まで**  
※ご回答状況により  
変更となる可能性がございます。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNhA>



### 人員配置基準のいわゆるローカルルールとは



厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、  
指定権者が独自に運用している規則等のことです。

#### 例①

#### テレワークの 取り扱い

- 同一法人の別の事業所でのテレワークは認めない等、勤務場所が限定される

#### 例②

#### 管理者・従業者の 兼務、経験・資格

- 管理者が兼務できる職種の数の上限の規定がある
- 従業者に対し特定の資格の所持が求められる

#### 例③

#### 介護職員の定義

- 身体介助等を行わない職員の「介護職員」としての人員配置基準への算入の取り扱いが指定権者ごとに異なる

### お問い合わせ先

「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
email : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp